

**吉倉地区周辺まちづくり基本調査業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要領**

平成30年4月

成田市企画政策部企画政策課

目 次

1	業務目的	• • • • •	2
2	業務概要	• • • • •	2
3	参加資格及び参加表明手続	• • • • •	3
4	第一次評価	• • • • •	5
5	質問の受付及び回答	• • • • •	5
6	企画提案書の提出	• • • • •	5
7	第二次評価及び受注者の決定	• • • • •	7
8	その他	• • • • •	8

1. 業務目的

本業務は、成田国際空港の更なる機能強化や本市が目指す大学病院と連携した医療関連産業の集積等に伴う新たな開発需要や人口増加に対応していくため、成田市都市計画マスターplanで掲げる吉倉地区の鉄道構想駅周辺から畠ヶ田地区で建設が進む大学病院までの周辺区域に都市機能や住環境などの基盤を新たに整備し、未来を見据えたまちづくりを戦略的に推進するため、当該区域におけるまちづくりの基本方針を明確にすることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名称

吉倉地区周辺まちづくり基本調査業務委託

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年3月15日（金）まで

(3) 業務内容

別添「吉倉地区周辺まちづくり基本調査業務委託仕様書」のとおりとする。

(4) スケジュール

募集から業務の受注者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

①	参加募集期間	平成30年 4月 23日 (月) から 平成30年 5月 7日 (月) まで
②	第一次評価 (提案者選定)	平成30年 5月 8日 (火)
③	質問受付期間	平成30年 5月 9日 (水) から 平成30年 5月 11日 (金) まで
④	質問回答	平成30年 5月 14日 (月)
⑤	企画提案書 受付期間	平成30年 5月 14日 (月) から 平成30年 5月 18日 (金) まで
⑥	第二次評価 (プレゼンテーション)	平成30年 5月 22日 (火)
⑦	受注者決定	平成30年 5月 下旬 (予定)

3. 参加資格及び参加表明手続

本件プロポーザルに参加を希望する法人（以下「参加希望者」という。）は、以下に基づき、予め参加表明を行うものとする。

(1) 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たすこととする。

- ① プロポーザルの参加募集開始の日までに平成30・31年度成田市工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の「測量」部門に登載されている。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続の申立てがされた場合は、更正計画の認可の決定がされている。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがされた場合は、再生計画の認可の決定がされている。
- ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者ではなく、プロポーザルの参加募集開始日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者ではない。
- ⑥ プロポーザルの参加募集開始の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成24年4月1日制定）に基づく指名停止措置、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要項に基づく入札参加除外を受けていない。
- ⑦ 配置管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画）、建設部門（都市及び地方計画）のいずれか）の資格を有し技術士法による登録を行っている者とする。
- ⑧ 平成25年4月1日からプロポーザルの参加募集開始の日までに、鉄道駅を含む土地利用構想を検討したまちづくり基本調査（まちづくり基本調査の調査区域に鉄道駅を含む）の業務実績を有する。

(2) 参加表明手続

参加申請書類（様式1～4）を成田市企画政策課に提出することで、本件プロポーザルへの参加表明を行ったものとする。

(3) 受付期間

平成30年4月23日(月)9時から平成30年5月7日(月)17時まで
受付時間は、平日の9時から17時までとする。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒286-8585 成田市花崎町 760 番地

成田市役所 企画政策部 企画政策課

電話番号：0476-20-1500（直通） 担当：宇井、佐藤

(5) 提出書類

ア. 参加申請書（様式 1）

イ. 法人の概要（様式 2）

ウ. 業務実績調書（様式 3）

エ. 配置予定技術者調書（様式 4）

※ア～エの順序でインデックスを付け、正本1部、副本7部を提出すること。

(6) 提出書類の作成に係る留意事項

①法人の概要及び本業務に関連する業務実績（様式 2・3）

・法人の概要については、様式 2 のとおり記入することとし、品質管理の認証資格及び個人情報保護に関する認証については、証明書を添付すること。

・業務実績については、様式 3 のとおり記入すること。

②本業務を受注した場合の実務担当者の経歴及び実績（様式 4）

・本業務を実施する際の配置予定管理技術者を含む配置予定技術者を3名まで記入すること。

・配置予定管理技術者または配置予定技術者のいずれかに○をすること。

・氏名及び生年月日、年齢を記入すること。

・所属する部署及び役職等を記入すること。

・担当者の実務年数を記入すること。

・保有資格を記入し、証明書類を添付すること。（必要に応じて行を追加して記入すること。）

・様式 3 で記入した業務実績のうち、担当した業務をすべて記入すること。（必要に応じて行を追加して記入すること。）

・これまでの経歴や担当者の実績、能力等から本業務に関してアピール出来る点を記入すること。

(7) 提出方法

持参または郵送とし、いずれの場合においても受付期間外の提出は受理しない。

郵送の場合は、配達業者の事情は一切考慮しないので注意すること。

持参の場合は、書類の確認を行うため、事前に来庁時間を予約すること。

4. 第一次評価（提案者の選定）

参加表明手続の際に提出された法人の概要（様式2）、業務実績調書（様式3）、配置予定技術者調書（様式4）の書類について審査を行う。提案者が5者以上のときは、第二次評価に進出する4者を選定する。ただし、提案者が4者以下のときは、全提案者を第二次評価に進出させる。第一次審査の配点は別表1のとおり。

選定結果については、第一次評価の翌日以降に参加申請書（様式1）に記載された担当者の電子メールアドレスあてに通知するとともに、後日、文書においても通知する。なお、選定結果の異議申し立ては受け付けないものとする。

5. 質問の受付及び回答

（1）質問の受付

本件プロポーザルに係る質問は、以下のとおり受け付ける。なお、質問者は第一次評価において第二次評価の提案者に選定された者に限る。

- ① 質問方法：別紙質問書（様式5）を記入した上で、下記電子メールアドレスに送信するものとする。
- ② 電子メールアドレス：kikaku@city.narita.chiba.jp
- ③ 電子メールの件名：まちづくり基本調査プロポーザル質問書（法人名）
- ④ 質問受付期間：平成30年5月9日(水)から5月11日(金)正午まで

（2）質問の回答

質問事項への回答は、平成30年5月14日(月)までに提案者全てに電子メールにより通知する。なお、質問を送付していない業者においては、（様式1）に記載された担当者の電子メールアドレスに通知する。

6. 企画提案書の提出

第一次評価で選定された提案者は、以下のとおり企画提案書を提出するものとする。

（1）企画提案書受付期間

平成30年5月14日(月)9時から5月18日(金)17時まで
受付時間は、9時から17時までとする。

（2）提出先及び問い合わせ先

P4「3. 参加資格及び参加表明手続（4）提出先及び問い合わせ先」と同じ。

(3) 提出書類

- ① 企画提案書等提出届（様式 6）
- ② 企画提案書
- ③ 業務の実施体制（任意様式）
- ④ 業務工程表（任意様式）
- ⑤ その他必要と思われる資料
- ⑥ 見積書（内訳書添付）

※①～⑥の順序でインデックスを付け、簡易なA4ファイルに綴じ、

正本1部、副本7部を提出すること。

(4) 提出書類の作成に係る留意事項

① 企画提案書等提出届

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・連絡先等については、本件プロポーザルについて、市から連絡を受ける部署、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを記入すること。

② 企画提案書

- ・A4判で片面10枚まで（表紙を除く。A3を使用する場合は横折込みとする。A3判は1枚につきA4判2ページと換算する。）とする。
- ・内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者でも容易に理解できるよう配慮すること。
- ・企画提案書の内容は次のとおりの構成とする。

1) 本市の現状と課題を整理し、上位計画のまちづくりの方針を踏まえた上で、本調査区域におけるまちづくり基本調査にあたっての基本的な考え方を記載すること。

2) 別紙「吉倉地区周辺まちづくり基本調査業務委託仕様書」の業務内容について作成し、実施にあたっての取組み、手法、体制等について業務内容の順番に沿って提案すること。また、仕様書以外にも有益な提案があれば記載すること。

3) 業務実施工程

4) その他（会社の特徴、PRしたい事項等）

③ 見積書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・提案金額の上限を超えないようにすること。
- ・内訳書を添付すること。

(5) 提案金額の上限

提案金額は、19,980,000円を上限とする。（消費税を含む）

(6) 提出方法

P4「3. 参加資格及び参加表明手続 (7) 提出方法」と同じ。

(7) 企画提案書全般に係る留意事項

- ① 参加希望者一法人につき、提案は一件とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提案に際し要した費用は、各提案者の負担とする。
- ④ 提出されたプロポーザルは、審査及び説明の目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- ⑤ 提出されたプロポーザルは、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- ⑥ 提出されたプロポーザルを公表する場合、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- ⑦ 以下のいずれかに該当する提案は無効とする。
 - ・提出方法、提出先、提案書受付期間に適合しないもの。
 - ・参加資格を満たさない者から提出されたもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ・許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
 - ・この募集要領及び「吉倉地区周辺まちづくり基本調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項」に定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
 - ・その他、行為が法令違反であり、審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。

7. 第二次評価及び受注者の決定

(1) 第二次評価

企画提案書を基にプレゼンテーションによる審査を行う。配点は別表1のとおり。プレゼンテーションは、業務を受注した場合の実務担当者が行うこととし、持ち時間は30分以内(20分程度の企画提案と10分程度の質疑時間)とする。

◆プレゼンテーション実施日時：平成30年5月22日(火)午後

詳細な時間及び必要な機器等については、企画提案書提出者に通知する。

なお、審査の順番は、企画提案書の提出が遅い順番から先に行うものとする。

第一次評価と第二次評価の評価点を合計して評価順位を決定する。

(2) 優先交渉権者の確定

優先交渉権者の確定は、別紙「吉倉地区周辺まちづくり基本調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項」に基づくものとする。

(3) 選定結果の通知

市長は、実施要項に基づき開催された選定委員会の結果を各提案者に通知するものとする。なお、通知する結果は当該提案者に関する結果のみとする。

(4) 受注者の決定

市長は、確定された優先交渉権者を受注者として決定する。

8. その他

(1) 評価項目と配点（別表1）

	評価項目	配点
第一次審査	会社概要、業務実績 配置予定（管理）技術者の業務実績、 配置予定技術者の保有資格 (技術士、RCCM、土地区画整理士)	50
第二次審査	業務の実施体制、実施方針、地域精通度、 調査実施内容、実施工程、 今後の整備に向けた先見性、妥当性 専門技術力、取組み意欲 など	100
	合計	150

(2) 参加辞退

参加申請書類の提出後に参加を辞退する場合は、すみやかにP4「3. 参加資格及び参加表明手続（4）提出先及び問い合わせ先」に連絡するとともに、参加辞退届（様式7）に辞退の理由を明記して提出すること。